

府監第2254号  
平成19年3月27日

(請求人) 様

大阪府監査委員	磯部	洋
同	井戸根	慧典
同	隅田	康男
同	東	武

### 住民監査請求について（通知）

平成19年3月16日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

### 記

#### 第1 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

##### 『1 請求の要旨

##### (1) 請求の対象行為

和泉市に対する平成19年度大阪府市町村振興補助金（和泉市土地開発公社健全化事業に関する補助金）の支出

##### (2) 事実関係

和泉市の平成19年度予算において、大阪府の和泉市に対する市町村振興補助金27,000千円が歳入に計上され、一方歳出には和泉市土地開発公社健全化事業への補助として14,000千円が計上されている。この14,000千円の内1/2が大阪府の市町村振興補助金が充てられている。

この7,000千円は以下に述べるように、補助金の趣旨を逸脱したものである。

（事実証明書 その1 和泉市平成19年度予算明細書）

##### (3) 前記行為の違法・不当の理由

##### (イ) 補助金の目的

本件補助金の対象事業は、大阪府市町村振興補助金交付要綱の（補助対象）第2条における（2）の行財政改革の促進に関する事業とされている。

一方、この支出を受けた和泉市はこれを和泉市土地開発公社に補助する予定である。補助の目的は大阪府の依頼で取得しながら未だ買上がなされない弥生博物館横の用地（文化財整備事業用地：和泉市池上町190-1 他 4,469.40 平方メートル）に関し、金利負担で土地開発公社の帳簿価格が上昇するのを抑えるためである。

これは和泉市の平成18年9月の総務文教委員会の質疑で明らかにされたものである。

#### （ロ）補助金支出目的違反

本来この補助金の目的である行財政改革の促進に関する事業とは、補助する市町村の行財政改革に資する事業に対するものである。例えば過去和泉市に支出したコンビニでの税金収納事業に関し補助し、歳入の改善を図る等の行財政の体質の改善に関わる事業に補助するものである。

一方今回の補助金支出の実質的目的は、大阪府が買上を約束した土地を買上が出来ない事による金利補填であり、このような補填を行わねばならない事態をこの補助金支出で代替することは、大阪府市町村振興補助金の交付要綱を逸脱するものであり違法である。

#### （4）本件補助金の支出が相当の確実さをもって予測されることについて

本件補助金について和泉市の平成19年度予算の歳入及び歳出に計上されていることは既に述べた。地方自治法第138条の2において執行機関は予算の忠実な執行義務を負っているから、本件の補助金申請がなされることに疑いはない。

一方大阪府は、和泉市土地開発公社の健全化の為に、本件申請を自ら和泉市に提案している経緯からして、これを認める可能性は極めて大きい。従って本件補助金の支出は相当の確実さをもって予測される。

（事実証明 その2 和泉市平成18年決算審査特別委員会会議録）

#### （5）措置請求事項

本件和泉市に対する大阪府市町村振興補助金（和泉市土地開発公社健全化事業に関する補助金）の支出に関し、その差し止めを含め必要な措置を大阪府知事に求める。』

## 第2 地方自治法第242条第1項の要件に係る判断

1 請求人は平成18年12月19日付けで和泉市に対する平成18年度大阪府市町村振興補助金の差止めを求める住民監査請求（以下「前回請求」という。）を行った。

同請求に対し、大阪府監査委員は平成19年1月30日に合議の上、請求の対象となる財務会計行為等が未だ存在していない不適法な請求であるとして請求を却下することとし、同日付け府監第1951号でその旨を通知（以下「前回通知」という。）した。

前回通知において、「大阪府市町村振興補助金は通常、毎年度3月中旬に市町村が補助金交付申請を行い、知事は3月下旬に交付決定しているものである。大阪府市町村振興補助金の交付申請の時期並びに請求人の主張及び提出された事実証明書から判断すると、現時点では和泉市は本件補助金交付申請を行っておらず、又、大阪府知事は本件補助金の交付決定を行う段階にいたっていないことから、本件請求の対象となる財務会計行為等は未だ存在していない。」と判断したが、本件請求の対象である平成19年度大阪府市町村振興補助金についても、交付申請を行う時期が到来していないという点で前回請求と同様の状況である。

したがって、本件請求は前回請求とは補助金の対象年度が異なるものの、請求の対象となる財務会計行為等が未だ存在していないという点で同一のものであるから大阪府監査委員の判断に変更の余地は無い。

## 第3 結論

以上のとおり、本件請求は、地方自治法第242条第1項の要件を満たさない請求であるから却下する。